平成二十一年政令第二百九十六号

する政令 抄 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関

百四十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。 条、第六十八条、第七十二条、第百三十八条第二項から第四項まで、第百三十九条第一項並びに第 並びに同法附則第二十九条第一項、第二項及び第四項、第三十七条、第四十条第一項、第四十八 内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部の施行に伴い、

第一章 関係政令の整備等(第一条―第四十一条) 目

第二章 経過措置(第四十二条—第六十四条)

第二章 経過措置

(全国健康保険協会が承継しない権利及び義務)

第四十二条 関し国が有する権利及び義務であって、次に掲げるものとする。 正法」という。) 附則第二十九条第一項の政令で定める権利及び義務は、同項に規定する事務に 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改

- 財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務 属する工作物を含む。次条第一項第一号において「土地等」という。)のうち厚生労働大臣が 社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物(その土地に定着する物及びその建物に附
- 一 社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利
- 義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであって、厚生労働大臣が指定するもの 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五条に規定する業務に関し国が有する権利及び

(権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債)

第四十三条 平成十九年改正法附則第二十九条第二項の政令で定める資産は、次に掲げるものとす 4

前条第一号の規定により指定された土地等

が承継した義務に係る負債のうち厚生労働大臣が指定するものとする。 平成十九年改正法附則第二十九条第二項の政令で定める負債は、同条第一項の規定により協会 険協会(以下「協会」という。)が承継した権利に係る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの 前号に掲げるもののほか、平成十九年改正法附則第二十九条第一項の規定により全国健康保

を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から協会に対し出資され第四十四条 平成十九年改正法附則第二十九条第一項の規定により協会が国の有する権利及び義務 たものとする。

(評価委員の任命等)

第四十五条 平成十九年改正法附則第二十九条第三項の評価委員は、 大臣が任命する。 次に掲げる者につき厚生労働

財務省の職員 一人

厚生労働省の職員 一人

協会の役員 一人

2 平成十九年改正法附則第二十九条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致四 学識経験のある者 二人 によるものとする。

3 保険課において処理する。 平成十九年改正法附則第二十九条第三項の規定による評価に関する庶務は、 厚生労働省保険局

(雇用保険の被保険者であった期間とみなさない期間) 平成十九年改正法附則第三十七条の政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法(以下「平成二十二年改正前船員 .険法」という。) 第三十三条ノ三第四項各号に該当していた者であった期間
- 失した日が当該被保険者の資格を取得した日前一年の期間内にないときは、当該直前の船員保 険の被保険者の資格を喪失した目前の被保険者であった期間 取得した日の直前の船員保険の被保険者の資格(前号に規定する者に係る資格を除く。)を喪 ていた期間前の被保険者であった期間(前号に掲げる期間を除く。)に係る被保険者の資格を 前日まで引き続いて同一の船舶所有者に被保険者として使用されていた期間又は当該使用され 平成十九年改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)
- (平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負 業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間 被保険者の資格を取得した日前に失業保険金の支給を受けたことがある者については、当該失 施行日の前日まで引き続いて同一の船舶所有者に被保険者として使用されていた期間に係る

第四十七条 労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、毎年度、予算で定めるところにより、 担する交付金等)

て労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定を適用するものとした場合におい条の規定により協会が支給するものとされた同項に規定する保険給付のうち、同一の事由につい 十九年改正法附則第四十条第一項の規定により交付すべき額を協会に交付するものとする。 て、同法の規定による保険給付が支給されないこととされるものに相当する額及び当該支給され 平成十九年改正法附則第四十条第一項の政令で定める費用は、平成十九年改正法附則第三十九

3 項の規定により協会に交付した額が当該年度において協会が要した同項に規定する保険給付に要 翌々年度までに協会に交付するものとする。 する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用の額に満たないときは、その満たない額を 労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、毎年度において平成十九年改正法附則第四十条第一

ないこととされるものに係る事務の執行に係る費用に相当する額とする。

災害補償保険の管掌者たる政府が協会に交付すべき交付金に充当し、なお残余があるときは、 執行に要する費用の額を超えるときは、その超える額を翌々年度までに同項の規定により労働者 当該年度において協会が要した同項に規定する保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の 還しなければならない。 協会は、毎年度において平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により交付を受けた額が 返

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第四十八条 平成十九年改正法附則第四十八条の規定により協会を国の利害に関係のある訴訟につ の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、 監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「協「行政庁(国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。)の所管し、又は 庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのはいての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)に規定する国又は行政 第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「協会」とする。 会」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「協会」と、同法第 「全国健康保険協会(以下「協会」という。)を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項中 第六条

生年金の支給停止に係る経過措置に関する技術的読替え) (老齢厚生年金の受給権者が失業保険金の支給を受けることができることとなった場合の老齢厚

第四十九条 平成十九年改正法附則第六十八条第一項の規定により厚生年金保険法 法律第百十五号)附則第十一条の五、第十三条の三、第十三条の六第三項及び第十三条の八第五 読み替えるものとする 表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 項において準用する同法附則第七条の四第一項から第三項までの規定を準用する場合には、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句にまでの規定を準用する場合には、次の (昭和二十九年

		1 #11 777	7	*						/\ R4+		- // R44	. // R44	
	受給資格 で乗り 号改正法」という。)所則第四十二条第一項の規定による失業保険金をいう。)の支給を受給資格 改正法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による改正前の船員保険法の規定による大学に対して、「本学」項の規定によると対できる資格	(1997年) (1997年) 「「「「「「「「「「「「「」」」」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「「 」」 「 」	表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同	条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定を 第五十四条 平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により平成十九年改正法附則第七十一 年金の支給停止に係る経過措置に関する技術的読替え)	(失業保険金の支給を受けることができる者が退職共済年金の受給権者となった場合の退職共済 する日とする。	より平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金を支給しないこととされる期間に属し改正前船員保険法第三十三条ノ十一、第五十二条ノ二第一項又は第五十二条ノ三第一項の規定にしておた刊元二十二年は11 直側 真保隊治の規定にして7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	されことなごトニ巨女E前姶員長食長つ見旨こに合く戦争等合けこ系ら見言つうらとなごトニ巨一で定める日は、平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものと一名委員す汾絲で洛門員等一二多の月の二等国項によいて達月でそれぞれで書き、に表気で各項令	公务員は斉組合去付則蒋卜二条り入り二幕丘頁こおって集用する場合を含むここと見だする女合第十二条の八の二第二項第一号(平成十九年改正法附則第七十二条第二項において準用する国家第五十三条 平成十九年改正法附則第七十二条第一項において準用する国家公務員共済組合法附則	の八の二第二項第一号に規定する政令で定める日)(平成十九年改正法附則第七十二条第一項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条]号	八の二第二項第 失業保険金 失業保険金	一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項	二第一項第保険法第二十二条第一項保険法第三十三条ノ十二第一項第保険法第二十二条第一項保険法第三十三条ノ十二第一項第十二条の当該受給資格に係る雇用当該失業保険金の受給資格に係る平成二十二年改正前船員に規定する受給期間	第十二条の第	
(船員法(昭和二十二年法律第百号)に規定する災害補償に相当するものに限る。)に充てるた一 平成二十二年改正前船員保険法第三章第二節及び第五節から第七節までに規定する保険給付	第五十五条 特別会計の労災勘定に積み立てられたものとみなす。 「保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「保験特別会計の廃止に伴う経過措置」 「保験特別会計の廃止に伴う経過措置」 「保験特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の廃止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の原止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の原止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の原止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の原止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の原止に伴う経過措置」 「関保険特別会計の原止に伴う経過措置」 「別規定	を表	項の規「平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定と、より読み替えて準用する次項の規定」と、	「火 頃 の 規「平式十九年玫正法附則第七十二条第二頃の規定に上り読み替えて準用する第一項各号第一項各号」平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定に	第十二条の	の二の二、則第十二条第十二条の三則第十二条第十二条の三	に)売み替えて進用トる欠頁に見ど下る針ば付平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定	正前の沿員保険去の規定による夫業呆倹金 とうとれた平成十九年改正法第四条の規定による改 二条第一項の規定によりなお従前の例によるもの	手当」とあるのは「平成十九年改正法附則第四十定」と、 より読み替えて準用する第四項の規定」と、「基本「第四項の規「平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定に	前項各号を一字成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定に			第一項名長、可尼十二条の三附則第十二附則第十二附則第十二附則第十二十二条の三以り請み替えて準用する第一項各号をおいて、「は、「は、」には、」には、「は、」には、「は、」には、」には、「は、」には、」には、「は、」には、」には、「は、」には、」には、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	- 真かみ でなってことは川湾にしてできってりませい。 一項 一項 本第十五平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四

補償に係る保険給付及び平成二十二年改正後船員保険法第四章第三節に規定する保険給付に充 条及び第五十九条において「平成二十二年改正後船員保険法」という。)第五十三条第一項第 六号に掲げる給付、平成二十二年改正後船員保険法第三十三条第三項に規定する下船後の寮養 め積み立てられたもの(平成十九年改正法第四条の規定による改正後の船員保険法(以下この

平成二十二年改正前船員保険法第三章第四節に規定する保険給付に充てるため積み立てられ

分の費用に相当するものは、労働保険特別会計の雇用勘定に積み立てられたものとみなす。 積立金のうち、前二項の規定により労働保険特別会計の労災勘定又は雇用勘定に積み立てられ 積立金のうち、平成二十二年改正前船員保険法第三章第四節に規定する保険給付に要する一年 たものから次項の積立金を除いたもの(船舶所有者が負担した部分に相当するものに限る。)

たものとみなされたもの以外のものは、協会に承継したものとみなす。 最終会計年度の末日に暫定船員保険特別会計に属する権利義務は、前各項に定めるもののほ

特別会計に関する法律附則第百九十八条に規定する権利義務 労働保険特別会計の雇用勘定 次の各号に掲げる権利義務の区分に応じ、当該各号に定める勘定に帰属するものとする。

て厚生労働大臣が指定するものの権利義務(前号に掲げるものを除く。) 年金特別会計の健康 大臣が指定するもの並びに暫定船員保険特別会計に所属する土地等及び物品以外のものであっ 財務大臣に協議して指定するもの並びに暫定船員保険特別会計に所属する物品のうち厚生労働 物に附属する工作物を含む。以下この号において「土地等」という。)のうち厚生労働大臣が 暫定船員保険特別会計に所属する土地、建物及び工作物(その土地に定着する物及びその建

暫定船員保険特別会計に所属する権利義務であって前二号に掲げるもの以外の権利義務

(協会の準備金に関する経過措置)

は、準備金として整理しなければならない。 前条第四項の規定により協会に承継したものとみなされた積立金の額に相当する額

(平成十九年改正法附則第百三十九条第一項に規定するその他の収入の繰入れ)

第五十七条 平成十九年改正法附則第百三十九条第一項に規定する政令で定める収入は、 次のとお

九項の規定による納付金 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第八項及び第

設の譲渡により生ずる収入 前号に掲げるもののほか、平成十九年改正法附則第百三十八条第四項の規定により年金特別 平成二十二年改正前船員保険法第五十七条ノ二第二項及び第三項の事業の用に供していた施

のうち厚生労働大臣が指定するものに相当する金額を厚生労働大臣が指定する勘定に繰り入れる雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定への繰入れについては、同項に規定する政令で定める収入 平成十九年改正法附則第百三十九条第一項の規定による労働保険特別会計の労災勘定若しくは 会計の業務勘定に帰属した権利義務のうち厚生労働大臣が指定したものに係る収入

(船員保険の職務上の事由による保険給付及び失業等給付に関する経過措置)

第五十七条の二 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた 項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。) に係る第一条の規定による改正前の船員保 平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付(平成二十二年改正前船員保険法附則第五 保険法施行令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二五・六二」と、「二一・〇五」とあるの あるのは「四万六千三百三十円」と、「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」と、旧船員 中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「令和四年三月三十一日」と、「四万三百三十円」と 旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「令和五年八月」と、同条の表 険法施行令(以下この項において「旧船員保険法施行令」という。)の規定の適用については、

> 二九」とあるのは「三・三六」と、「二・六四」とあるのは「二・七〇」と、「二・二五」とある 五八」とあるのは「八・七八」と、「七・七三」とあるのは「七・九一」と、「六・八四」とある と、「一○・三四」とあるのは「一○・五八」と、「九・四六」とあるのは「九・六八」と、「八・ 八・五四」と、「一七・八六」とあるのは「一八・二七」と、「一六・七七」とあるのは「一七・ 「二〇・三七」と、「一八・七七」とあるのは「一九・二一」と、「一八・一二」とあるのは「一 〇二」とあるのは「一・〇五」と、「一・〇一」とあるのは「一・〇三」と、 のは「一・一九」と、「一・一三」とあるのは「一・一五」と、「一・〇八」とあるのは「一・一 二三」とあるのは「一・二六」と、「一・一九」とあるのは「一・二二」と、「一・一六」とある のは「一・四五」と、「一・三八」とあるのは「一・四一」と、「一・三四」とあるのは「一・三 五六」とあるのは「一・六○」と、「一・四九」とあるのは「一・五二」と、「一・四二」とある 九」と、「一・七五」とあるのは「一・七九」と、「一・六五」とあるのは「一・六九」と、「一・ のは「二・三O」と、「二・O二」とあるのは「二・O七」と、「1・八五」とあるのは「1・八 六」と、「四・五一」とあるのは「四・六一」と、「三・九〇」とあるのは「三・九九」と、「三・ のは「七・○○」と、「五・九八」とあるのは「六・一二」と、「五・一四」とあるのは「五・二 五」と、「一二・七○」とあるのは「一三・○○」と、「一一・四五」とあるのは「一一・七二」 は「二二・五六」と、「二○・八一」とあるのは「二一・二九」と、「一九・九○」とあるの 七」と、「一・二九」とあるのは「一・三二」と、「一・二六」とあるのは「一・二九」と、「一・ 一六」と、「一五・七八」とあるのは「一六・一五」と、「一四・一二」とあるのは「一四・四 一」と、「一・〇六」とあるのは「一・〇九」と、「一・〇五」とあるのは「一・〇七」と、「一・

_												
٢	平成十九年四月一日から平成	平成十八年四月一日から平成	平成十七年四月一日から平成	平成十六年四月一日から平成	平成十五年四月一日から平成	平成十四年四月一日から平成	平成十三年四月一日から平成	平成十二年四月一日から平成	平成十一年四月一日から平成	平成十年四月一日から平成十一	平成九年四月一日から平成十.	平成八年四月一日から平成九
あ	二十年三月三十一	から平成十九年三月三十一	成十八年三月三十一	十七年三月三十一	成十六年三月三十一	成十五年三月三十一	成十四年三月三十一	(十三年三月三十一	十二年三月三十一	年三月三十一	年三月三十一日ま	から平成九年三月三十一日ま
る	日までの日	での日	日までの日									
Ø												
は	00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	〇・九九	〇・九八	〇・九九	〇・九九	〇・九九	・九九九

- - -	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日
- 01	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日
· O -	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日
- - -	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日
· O11	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日
- - - - - -	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日
1.011	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日
· O = :	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日
· ○四	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日
一・○四	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日
- · O := :	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日
1 • 011	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日
1.011	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日
	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日
· ()	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日
- 011	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日
- - -	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日
	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日
	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日
	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日
- - -	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
- 00	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
- - -	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日
- - -	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
· O	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
- O= -	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日

」とする。

- 3。 が常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮した額となるように定めるものとす。 が常時又は随時介護を受ける場合において、当該厚生労働省令で定める率は、当該得た額。 がる率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働省令で定めた額に厚生労働省令で定いる。 平成二十二年改正前船員保険法第四十六条第二項の厚生労働省令で定めた額に厚生労働省令で定いる。 の月額は、中政正前船員保険法の規定による介護料(平成二十二年八月以後の月分のものに限る。)の月額は、中政工前船員保険法の規定による介護料(平成二十二年)。
- 規定により算定された額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。項各号のいずれかに該当する日が平成二十二年八月一日以後であるときは、同条第二項第一号の改正前船員保険法の規定による葬祭料の額は、平成二十二年改正前船員保険法第五十条ノ九第一3 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年3 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年
- 手当の日額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。 生活動力を対して、当該得た額が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本の定限の。)の日額は、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定によ十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金(平成二十二年八月一日以後の分として支給さ4 平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二
- 十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金(平成二十二年八月一日以後の分として支給さ5 平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二

る。 した額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定めるように定めるものとす験法第十九条第一項第一号に規定する控除額との均衡を考慮した額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保労働大臣の定める額は、同項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率をれるものに限る。)に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第四項に規定する厚生れるものに限る。)に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第四項に規定する厚生

可に定めるものとする。
 可に定めるものとする。
 可に定めるものとする。
 可に定めるものとする。
 可以会による、
 可以会の、
 可以会のは、
 可以のは、

一号に規定する支給限度額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。
 一項第の場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第六十一条第一項第同の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する支給限度額は、じ。)に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する支給限度額は、じ。)に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定により高齢再就職給付金(平成二十二年八月以後の月分のものに限る。次項において同項の規定による高齢再別職給付金(平成二十二年十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金(平成二十二年十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定によりるお従前の例によるものとされた平成二十二年改正法附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年、平成十九年改正法附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年

でときは、その変更された額)との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。
 でときは、その変更された額)との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。
 でときは、その変更された額、三の場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得上四条第六項(平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定による高齢再就職給付金に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第六項の規定による高齢再就職給付金に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金及び平成十九年改正法附則第四十二条第四項の規定による高齢雇用継続基本給付金及び平成十九年でときは、その変更された額、この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第三十五条第一項の規定により高齢雇用継続基本給付金及び平成十九年改正法附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二たときは、その変更された額、との対衡を考慮した額となるように定めるものとする。

を、それぞれ考慮した額となるように定めるものとする。

「平成十九年改正法附則第四十二条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定によりなお従前の例によるものに限る。以下この項において同じ。)が平成二十二年八月一月以後である支給単位期間に係るものに限る。)及び平成十九年改正法附則第四十二条第七項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十七条第一項の規定によりなお従前の例によるものに限る。)及び平成十九年改正法附則第四十二条第七項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十七条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十七条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による有別体業財始応当日をいう。以下この項において同じ。)が平成二十二年八月日以後である支給財間に係るものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による有別を、本給財の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による行政が表別である額との均衡を、それぞれ考慮した額となるように定めるものとする。

十二年改正前船員保険法第三十八条第一項の規定による介護休業給付金(休業開始応当日(同条10 平成十九年改正法附則第四十二条第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二

なるように定めるものとする。 がの額との均衡を、上限額にあっては同項第二号に定める額との均衡を、それぞれ考慮した額と労働大臣が定める率は、当該得た額が、下限額にあっては雇用保険法第十七条第四項第一号に定大便が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生妖色が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生係るものに限る。)に係る同条第四項の下限額及び上限額は、同条第五項の規定により厚生労働第三項に規定する休業開始応当日をいう。)が平成二十二年八月一日以後である支給単位期間に

(保険料率の決定に関する経過措置)

第五十八条 平成十九年改正法附則第二十四条第一項の規定により協会が施行日の属する月から平 二年一月から平成二十三年三月」とする。 ら平成二十三年二月」と、「一の事業年度の翌事業年度の四月から三月」とあるのは「平成二十 の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月」とあるのは「平成二十二年一月か 業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、同条第二号中「一 病任意継続被保険者にあつては、平成二十三年三月)までの間に」と、同条第一号ニ中「一の事 三年三月までの間において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として協会が算定する」 て厚生労働省令で定めるところにより算定される」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十 ら当該一の事業年度の翌事業年度の二月分」とあるのは「平成二十二年一月分から平成二十三年 月分までの当該額と平成二十二年度の当該額の合算額とする。)」と、「一の事業年度の三月分か あるのは「、第一号に掲げる額(同号ロに掲げる額については、平成二十二年一月分から同年三 とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「、第一号に掲げる額」と の適用については、同条中「厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度」 員保険法施行令(以下この条において「改正後の船員保険法施行令」という。)第十九条の規定 成二十三年二月までの間の疾病保険料率を決定する場合における第一条の規定による改正後の船 二月分」と、「当該翌事業年度の四月分から三月分」とあるのは「平成二十二年一月分から平成 一十三年三月分」と、「当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合とし 「当該一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月(疾

業年度の二月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月」とする。
 での間」と、同条第二号中「一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事だの間」と、「当該一の事業年度の四月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「当該一の事業年度の四月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年での間」と、「当該一の事業年度の四月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「当該一の事業年度の四月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間の疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率を決定する場合における改年三月までの間の疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率を決定する場合における改年三月までの間の疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率を決定する場合における改年三月までの間の疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率を決定する場合における改事が表現している。

令第二十二条の規定の適用については、同条中「厚生労働省令で定めるところにより、一の事業ける改正後の船員保険法施行令第二十六条において読み替えて準用する改正後の船員保険法施行年三月までの間の独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率を決定する場合にお4 平成十九年改正法附則第二十五条第一項の規定により協会が施行日の属する月から平成二十三

るのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月」とする。
の間」と、同条第二号中「一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月」とあの間」と、同条第一号ホ中「一の事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月までの間に」一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月までの間」と、「当該年度の翌事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「当該年度の翌事業年度」とあるのは「平成二十三年二月

の二月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月」とする。 平成十九年改正法附則第二十五条第一項の規定により協会が施行日の属する月から平成二十三 中三月までの間」と、同条第二号中「一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度 までの間に」と、同条第一号ホ中「一の事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月 までの間に」と、同条第一号ホ中「一の事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月 し、「当該一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月 までの間に」と、同条第一号ホ中「一の事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月 と、「当該一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月 は、同条年での間」と、同条第二号中「一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度 の二月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月」とする。

(船員保険の疾病任意継続被保険者に関する保険料の納付の特例)

だし書中「十日」とあるのは、「二十日」とする。 の平成二十二年改正後船員保険法第百二十七条第一項ただし書の規定の適用については、同項た第五十九条 船員保険の疾病任意継続被保険者に関する平成二十二年一月の保険料の納付について

(雇用保険の被保険者であった期間に関する経過措置)

第六十条 施行日前に船員保険の被保険者であった工場と及なす。 期間を除く。)は、雇用保険の被保険者であった期間(次に掲げるいて、当該被保険者の資格を取得した日が施行日前であって当該雇用保険の被保険者の資格を取得した日の直前の船員保険の被保険者の資格を取得した場合におの被保険者であった者を除く。)が施行日以後に雇用保険の被保険者の資格を取得した場合におの被保険者であった者を除く。)が施行日以後に雇用保険の被保険者の資格を取得した場合におり、

一 平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第四項各号に該当していた者であった期間

前の船員保険の被保険者の資格を喪失した日前の被保険者であった期間く。) を喪失した日が当該被保険者の資格を取得した日前一年の期間内にないときは、当該直の資格を取得した日の直前の船員保険の被保険者の資格 (同号に規定する者に係る資格を除二 施行日前の船員保険の被保険者であった期間 (前号に掲げる期間を除く。) に係る被保険者

できる資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間 失業保険金の支給を受けることがある者については、当該失業保険金の支給を受けることが

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

む。以下この項において同じ。)がした行為及び厚生労働大臣に対してされた行為とみなす。以後は、同法の規定に基づき厚生労働大臣(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含務に係る行政文書に関して社会保険庁長官(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含務に係る行政文書に関して社会保険庁長官(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含務に係る行政文書の開示に係る部分に限る。)に基づき協会が行う船員保険事業に関する業第八十一条 施行日前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二

開示請求に係る開示決定等がされていないとき。

の公開に関する法律第十四条第四項の規定による申出をすることができるときを含む。)。 一 開示請求に係る開示決定に基づく開示の実施がされていないとき (行政機関の保有する情報

- 服申立てがされているとき (同法による不服申立てをすることができるときを含む。)。

3 又は第十二条第三項に規定する行政文書、開示請求、開示決定等又は開示決定をいう。 れぞれ行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項、第四条第一項、第十条第 前二項の「行政文書」又は前項の「開示請求」、「開示決定等」若しくは「開示決定」とは、 項 そ

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置)

対してされた行為とみなす。 定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。)がした行為及び厚生労働大臣に に対してされた行為は、施行日以後は、同法の規定に基づき厚生労働大臣(同法第四十六条の規 定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び社会保険庁長官 う船員保険事業に関する業務に係る保有個人情報に関して社会保険庁長官(同法第四十六条の規 八号)の規定(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。)に基づき協会が行 施行日前に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十

2 令で定める権利とする。 のを除く。)は、第四十二条の規定にかかわらず、平成十九年改正法附則第二十九条第一項の政 情報に係る権利(平成十九年改正法附則第二十九条第一項の規定による承継の対象とならないも 掲げる規定の施行の際次の各号のいずれかに該当する場合には、当該開示請求等に係る保有個人 施行日前に社会保険庁長官に対してされた開示請求等が平成十九年改正法附則第一条第三号に

開示請求等に係る開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等がされていないとき。

開示請求に係る開示決定に基づく開示の実施がされていないとき。

る不服申立てがされているとき (同法による不服申立てをすることができるときを含む。)。 開示請求等に係る開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について行政不服審査法によ

定等、訂正決定等、利用停止決定等、開示請求又は開示決定をいう。 条第一項、第十二条第二項又は第二十一条第三項に規定する保有個人情報、開示請求等、開示決 護に関する法律第二条第三項、第四十七条第一項、第十九条第一項、第三十一条第一項、第四十 止決定等」、「開示請求」若しくは「開示決定」とは、それぞれ行政機関の保有する個人情報の保 前二項の「保有個人情報」又は前項の「開示請求等」、「開示決定等」、「訂正決定等」、「利用停

(介護保険法第二十条に規定する政令で定める給付等に関する経過措置)

第六十三条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十条に規定する政令で定める給付は、 る限度とする。 に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、 介護保険法施行令第十一条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げるものとし、同法第二十条 同表の下欄に掲げ

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるもの受けることができる給付 |法の規定による療養補償に相当するものに限る。) とされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による療養の給付 (船員

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるもの受けることができる給付 とされた平成二十二年改正前船員保険法に基づく介護料 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の政令で定める給付等に 限る。) して介護を受けた部分に (介護に要する費用を支出

関する経過措置

第六十四条 二十三号)第七条の政令で定める給付は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、 めの法律施行令第二条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げるものとし、同法第七条の政令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 同表の下欄に掲げる限度とする。

開示請求に係る開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による||平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとさ|受けることができる| れた平成二十二年改正前船員保険法の規定による療養の給付並びに入院時食給付

||及び移送費(船員法の規定による療養補償に相当するものに限る。) |事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、 訪問看護療養費

れた平成二十二年改正前船員保険法に基づく介護料 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとさ|受けることができる

。) を受けた部分に限る を受けた部分に限る 費用を支出して介 給付(介護に要する

則 抄

附

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中船員保険法施行令第 第一項」を加える部分に限る。)は同年四月一日から、第四十五条の規定は公布の日から施行す 第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二 十条第三項第四号の改正規定(「)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、

則 (平成二二年七月三〇日政令第一七七号)

(施行期日

附

1

(経過措置) この政令は、平成二十二年八月一日から施行する。

2 は第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含 以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前 前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日 附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。) む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又 号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正 の額については、なお従前の例による。 平成二十二年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十

(平成二三年七月二七日政令第二三〇号)

(施行期日)

(経過措置)

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

2 十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金及び平成二十二年改正前船員保険法第四 族前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由 前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。) 号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正 による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法 平成二十三年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十

(平成二四年七月二五日政令第二〇四号)

1 (施行期日)

(経過措置) この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

2 号) 平成二十四年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正

族前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金及び平成二十二年改正前船員保険法第四による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由のによる障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年七月二六日政令第二二四号)

(施行期日)

(経過措置) この政令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日政令第二六六号)

この政令(施行期日)

この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。

則 (平成二七年七月二九日政令第二七八号)

(施行期日)

(経過措置) ・ この政令は、平成二十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月九日政令第三二〇号)

抄

施行期日)

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

る政令の適用に関する経過措置)(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関す

第十七号)附則第七条第二項」とする。第十七号)附則第七条第二項」とする。第十七号)附則第五条の二第六項及び第七項」とあるのは、「独立行政法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項及び第七項」とあるのは、「独立行政法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項及び第七項」とあるのは、「独立行政法(福祉医療機構後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関係の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関係の定式を対象法を表示

則 (平成二八年七月二九日政令第二六九号)

(施行期日)

附

(経過措置)

この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

則 (平成二九年七月一四日政令第一九七号)

(施行期日)

附

(延過背置) この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二五日政令第二二〇号)

(施行期日)

(1) 「一手」」
この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

! 則 (平成三一年四月一〇日政令第一五〇号)

(施行期日

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(改正後の給付の額の算定に用いる率の適用)

第二条 この政令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令第二条 この政令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年経過措置政令」とする部分及び「百の二第一項の規定(「四万三百三十円」とあるのは「百三十九万円」とする部分を除く。)は、平成三十年八月以後の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)による障害年金及び遺族年金の第、同月一日以後の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第十十二号。以下「平成二十二年改正前船員保険法による改正前の船員保険法(昭和十四年法律なお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正所の船員保険法(昭和十四年法律なお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十二条ノ三まで及び遺族年金の額、同月一日以後に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法第五十二条から第四十二条ノ三まで及び第二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第二十二年公正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第二十二条の場で、以下「平成二十二条の規定、といるでは、日本の表に、日本の本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、日本の表に、

三条 船員呆険法施行令及び国民年金法等の一部を玫正する法律の施行に半う経過措置に(平成十六年八月から平成二十二年七月までの給付の額の算定に用いる率の読替え)

並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法 政令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百四十二号。以下この項に 政令第百五十号)附則第三条第一項ノ表」とする。 の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する 令の項中「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を; 正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百十六条の 施行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第三条第一項ノ表 年政令第百五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス)附則第三条第一項ノ表 部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する 和二十八年政令第二百四十号)別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部· 改正政令第一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船」 る年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額につい 三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。) 附則第八十一 年八月から平成十七年七月までの月分の国民年金法等の一部を改正する法律 定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む 険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十六年八月 額、平成十六年八月一日から平成十七年七月三十一日までの日に係る平成二-から平成十七年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害! 改正政令」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされ 船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴

昭和 昭和三十一年四月 昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 |昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日 |昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日 昭和二十八年三月三十一日以前の日 改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生 |障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成 二十三年四月 一十二年四月 1年四月 日から昭和三十五年三月三十一日までの日 日から昭和三十四年三月三十一日までの日 日から昭和三十三年三月三十一日までの日 日から昭和三十二年三月三十一日までの日 六・八四 七・九三 ||平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日

一 . 0 九 九

日大は立 月一三年三月三一一日かっの		・九八 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一四 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの		平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの	日から平成六年三月三十一日まての	一日まで			・37 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの	受託百斤 平成元年四月一日か十七年改 平成元年四月一日か	**	昭	、t.t.t. 昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までのする法律の 昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの	真保険法施行令(昭 昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日 一・	平成十七年 昭和五十九年四月一	定す 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	六十年法律第 昭和五十七年四月一	びに平成十六 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一	規昭和五十五年四月一	障害手当金 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの	平成十七四	正前船員保 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの	び遺族年金の 昭和五十一年四月	平成十六年八月 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの- ^ ^ ^ 5 月 4	平成十七年 昭和四十九年四月一	十八年四月一	替え) 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日		昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一	昭和四十四年四月一日か	☆☆☆☆☆ 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一 は通勤による 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一	は11.501111111111111111111111111111111111	★ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		一〇	する部分及び「百 昭和三十八年四月一	七条 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日 一	昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 一五	
) (J	つ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		〇・九九	1.00	• 0		· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		- · O :	一•〇九	· ·	一 · 一 六	1 • 110	一·二四	一 - 二七	1 • 1110		一・三九	一· 四二	一・四九	一・五七	一・六五	一・七六	一・八六	11.011	二·二六	二・六五	111 • 1110	三・九二	四 五 三	五・一六	六・〇一	六・八七	七・七六	八・六二	九・四九	一〇・三八	五〇	一二・七五	•	一五・八五	

和四十七年四月 和四十八年四月

日から昭和五十年三月三十一

日までの日

日から昭和四十九年三月三十一日までの日

日から昭和四十八年三月三十

日から昭和四十七年三月三十

一日までの日 日までの日

一九三

-= 0

五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス)附則第三条第三項ノ表」と、

第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第三条第三項ノ表」と、

平成十九年改正政令第二 「船員保険法施行令別 伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一

政令第二百四十号)別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に

六六

昭和四十五年四月

日から昭和四十六年三月三十一日までの日 日から昭和四十五年三月三十一日までの日

和四十四年四月一

和四十六年四月

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日

和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日

和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日

|昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十|

日までの日

和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日

日から昭和三十九年三月三十一日までの日 日から昭和三十八年三月三十一日までの日 日から昭和三十七年三月三十一日までの日

昭和三十八年四月

昭和三十六年四月

和三十七年四月

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日 |昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日

|昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日

和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日

|昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十|

日までの日

昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日

一日から昭和二十九年三月三十一日までの日

昭和二十八年三月三十一日以前の日

昭和二十八年四月

2 伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百 条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百十六条の表旧船員保険法施行令の項中 第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第三条第二項ノ表」と、平成十八年改正政令第二 五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス)附則第三条第二項ノ表」と、「船員保険法施行令別表 伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百政令第二百四十号)別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に る一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに平成十七年八 月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並び による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十七年八月一日から平成十八年七 平成十七年八月一日から平成十八年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法 平成十八年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、 政令」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十七年八月から に平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定す 「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に 条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令(昭和二十八年 から平成十八年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる 一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十六号。以下この項において「平成十八年改正 船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 (職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成十八年改正政令第 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 |昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日 昭和五十三年四月

から昭和五十四年三月三十

一日までの

日

・五七 ・六六 ・七六 一・二六

· ©

・八六

|改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日 |障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年||率 五十号)附則第三条第二項ノ表」とする。

四・五四 五・一七 六・〇二 六・八八 七・七七 八・六三 九・五 〇 · 四 五・八八 -四 六・八七 七・九六 八•二 八・八九 $\overline{\circ}$ 五 • 二・七ハ 〇 九 · 五 平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日昭和六十二年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日 |平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日 昭和五十六年四月一日 3 |平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日 |平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 |平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 平成八年四月 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの 平成十八年八月一日から平成十九年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法 平成十九年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、政令」という。) 附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十八年八月から 保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成十九年改正政令第 る一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに平成十八年八 月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並び による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十八年八月一日から平成十九年七 の一部を改正する政令(平成十九年政令第二百二十九号。以下この項において「平成十九年改正 に平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定す 一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令(昭和二十八年 ?から平成十九年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる 船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 一日から平成九年三月三十 から昭和五十七年三月三十一日までの日 日までの 日 日 日 Ħ 九九九 〇・九九 ・九九 -・ 五 • • · 二 四 . • • <u>=</u> · 〇九 • . 三 〇 · 三 五 ・三九 · 九九 · 〇七 · 七 · 二七 · 四 三 .00 <u>:</u> · 五 〇 =

行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一年政令項中「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部のな条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百十六条第一項の表旧船員保険法施行令の

第百五十号)附則第三条第三項ノ表」とする。

5		
昭和三上	一· 七	平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日
昭和三十		昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日
昭和三十	一 三 五	昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日
昭和三十	一二八	六十一年四月一日から昭和六
昭和三十	- = -	十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの
昭和二十	三五	昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日
昭和二十	一•四〇	昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日
昭和二十	一。四三	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日
改正前外	- 五〇	年三月三十一
障害若し	・五八	昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日
第百五	一・六六	月一日から昭和五十五年三月三十一
行に伴	一・七七	月一日から昭和五十四年三月三十一日ま
須須	一・八七	ら昭和五十三年三月三十一
条の目	二.〇四	昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日
第三	二・二七	十年四月一日から昭和
丘台	二・六七	十年三月三十一
半点	111 • 11111	昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日
ケータ	三・九四	昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日
- 保険終	四・五五五	和四十七年三月三十一
月から	五・一九	ら昭和四十六年三月三十一日まで
る一時	六・〇四	昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日
に平成	六・九一	和四十四年三月三十一
月三十	七・八〇	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日
による	八・六七	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日
平成十	九・五五	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日
平成二	一 - - - - - - - - - - - -	和四十年三月三十
政令」	一一・五六	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日
の一部	一二・八二	昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日
4 船員	四:三五	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日
平成十六	一五・九四	昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日
平成十五	一六・九四	昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日
平成十四	一八・〇三	昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日
平成十三	一八・三〇	和三十三年三月三十一
平成十二	一八・九六	一日から昭和三十二年三月三十一日まで
平成十一	100.10	昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日
平成十年		昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日
九丨	ニー・二六	昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日
八上	三五・二八	昭和二十八年三月三十一日以前の日
平成七年		船員保険法
平成六年	率	因となった疾

4	17														
沿員保険去値庁令及び国民Fを去等り一部を女EF	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日
間下る変合	1.00	-· O -	-·O-	1.00	〇・九九	1.00	1.00	〇・九九	1.00	1 • 011	1 • 01:1	一•〇六	一・〇七	一· 〇九	一 一 四

·号以下平成三十一年改正政令ト称ス)附則第三条第四項ノ表」と、「船員保険法施行令別表関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百 五十号)附則第三条第四項ノ表」とする。 伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一年政令 規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百十六条第一項の表旧船員保険法施行令の」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第三条第四項ノ表」と、平成二十年改正政令第二 第二百四十号)別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令(昭和二十八年 .給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、平成二十年改正政令第ら平成二十年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる 時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに平成十九年八 成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定す 十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並び る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十九年八月一日から平成二十年七 十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法 部を改正する政令(平成二十年政令第二百三十六号。以下この項において「平成二十年改正 二十年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、 真保険法旅行令及び国長年金法等の一 音を改正する法律の旅行は伴う経過措置は関する政令 「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施 という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年八月から

昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日 船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日 しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年|率 十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 -九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日 八年三月三十一日以前の日 三年四月一日 八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日 一年四月 一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 日から昭和三十三年三月三十 から昭和三十四年三月三十一日までの日 一日までの日 ||〇・〇五 一〇・九六 七・九 八・九一 <u>·</u> 五. 六・九 八・二

3 3 6 1	オロー・金瓦リートカ	-	
目までの目	四十七手四月一		十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの -『4』 - 1763 月-343 175-175
日までの日	四十六年四月一日		十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの1・1411
一日までの日 五・	四十五年四月一日から昭四十五年四月一日から昭		十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの「ニュー」
一日までの日	四十四年四月一日から昭和四十	· 九	十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの
一日までの日	四十三年四月一日から昭和	○ · 九九	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日
一日までの日	四十二年四月一日から昭	1.00	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
7三十一日までの日 八・六六	月一日	○・九九	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
一十一日までの日 九・五四	一 日 か	1.00	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日
十 日までの日	昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの	-·O1-	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日
7三十一日までの日	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十	- O1E	成七年三月三十一日までの
7三十一日までの日	昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十	一・○五	ら平成六年三月三十一日
7三十一日までの日 一四・二五	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一	一・〇七	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日
7三十一日までの日 一五・九三	昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十	一・○九	三年四月一日から平成四年三月三十一日まで
7三十一日までの日 一六・九三	日日	· =	月一日から平成三年三月三十一日まで
7三十一日までの日 一八・〇二	昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十	一・一七	-
7三十一日までの日 一八・二九	昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十	1.10	三十一日
7三十一日までの日 一八・九五	月一	一•二四	昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日
一年三月三十一日までの日 二〇・〇九	昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三	一・二七	昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日
 	月一	1 • 1110	昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日
7三十一日までの日 1111・11五	昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十	一・三五	
二五・二七	昭和二十八年三月三十一日以前の日	一・三九	十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日ま
船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	改正前船員保険法第十七条の規定による被保	一・四三	年四月一日から昭和五十八年三月三十一
原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年 率	障害若しくは死亡の原因となった疾病若しく!	一 - 五〇	十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで
条第五項ノ表」とする。	-一年歌	一・五七	一日から昭和五十六年三月三十一日までの
施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令	部の	一・六六	昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日
Œ.	施行令の	一・七六	昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日
の表用	正政令第二	一・八六	昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日
行令引表第三」とあるのは「平成三十一年致正政令州則第三条第五項ノ表」と、平成二十一項~第三三一号リニュ 万三一一名 己工或~・ 利之〉 阿見賀 三多賀三式 フラーマー 飛動化	険法施行令引表第三 とあるのは「平成三 4 耳今寛正二十月 5 月三一十日	二・○回	和五十二年三月三十
一手致合第写丘十号以下平伐三十一手女王致合卜弥え)付則第三条第丘頂ノ表ニュ、「沿員杲一音の旅行は住ご」関係政子の惠備等及て糸並指置に関する政子の一音を改立する政子(平反三一)	十一再玫合第百五十号以下平戈三十一再女 の一音の旅行は伴***	ニ・ニ七	日から昭和五十一
り一邪り包亍こ半う曷系女令り隆莆흊女が圣岛皆置こ曷かる女令り一邪シ女臣かる女令(臣戈三)(昨禾二十ノ牟政子第二百四十号) 另妻第三」 とまるのに「雇用保険お等の一竒を改立する法律」	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ニ・六六	一日から昭和五十年三月三十一日
- 1、巨女育の「盲四十号) 川長寛三」 こうるつは「畐目最食長等の一部と女Eける長生〜等一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令」	(四中二十八月女子育二百四十号)川長育 年改正政令第一条の規定による改正前の船	111 • 111 -	十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの
可見を食気値子介質日(N)をユニ古真や食気値子介に選ぶるものに限る)の名については、平成二十一一	てた	三・九三	一日から昭和四十八年三月三十一日までの
「「残ちこ) 日では負力によりの) 「侵力のでした。」では、これには、成二十一年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定す	土 年八月から平	五.	四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで
金のののでは、一般のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、一般ののでは、一般ので		五・一八	四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの
第五十条ノ	・ 平 成 二	六・〇三	四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	七月三十一	六・八九	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日
上の事由又は通勤による傷病手当金の額並ひに平成二十年八月一日から平成二	よる職務	七・七九	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日
10 F	成二十年八	八・六五	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日
年金	+成二十一年七	九・五三	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日
	」という。)	○・国	昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日
下この項において「平成二十一年	するな	一一・五四	八年四月一日から昭和三十九年三月三十一
部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令	船員保険法施行	一二・八〇	七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの
日 一 ・ 〇	七年四月一日から平成十八年三月三十	•	六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの
- 日までの日	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十	一五・九〇	昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日

	一項に規定する年	年八月から平成二十二年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一
昭和五十八年四月	びに平成二十	一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。)
十七年四	十条ノ七に規	員保険法第四十二条から第四十二条ノ
昭和五十六年四月	る	日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法に
昭和五十五年四月	から平成二十二年	事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成二十一年八月一日
十四四	前船員保	八月一日から平成二十二年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改
昭和五十三年四月	金の頻	七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び遺族
昭和五十二年四月	月から平成	。)附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十一年
+	正政令」と	る政令(平成二十二年政令第百七十七号。以下この項において「平成二十二
五十年四月	令の一部を	年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
匹十九年匹		の施行に伴う関係政令の整備等及
四十八年四		一日から平成十九年三月三十一日までの
ロートミロートミロート	- 00	一日から平成十八年三月三十一日までの
回 D - H ゴブ	1.00	一日から平成十七年三月三十一
	1.01	一日から平成十六
9 <u>0</u> - 5. 0	- - -	
ローロー ロー 三 耳 ロー ローフ	-· 00	
四和四十三年四月	〇· 九九	一日から平成十三年三月三十一日までの
9 2	〇· 九九	から平成十二年三月三十一日まで
左	00	月一日から平成十一年三月三十一
□ <u>-</u>	〇· 九九	月一日から平成十年三月三十一日まで
上上上	-· 00	月一日
四和三十八手四月	-·Oi-	月一日から平成八年三月三十一日までの
ゴ フ 巨 互 D	-·OIE	
手 左 四 D	一・〇六	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日
토 호 디 D	一・〇七	一日から平成五年三月三十一日までの
四和三十四年四月	一· 〇九	ら平成四
四百二十三年四月	一 - 四	月一日から平成三年三月三十一
四和三十二丰四月	一· 一七	月一日から平成二年三月三十一日までの
四百三十一年四月	1 • 110	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日
ロニード 四目	一・二五	月一日から昭和
1. I J	一:二八	月一日から昭和六十二年三月三十一日まで
四十二十八三四月	• 1	昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日
∖ I ∄	一 三 五	昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日
女王前沿員杲倹長	一・三九	昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日
(平成三十一名	一・四三	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日
11年の一	一・五〇	昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日
7 施行	一・五七	昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日
改正政令	一・六六	月一日から昭和五十五年三月三十一日までの
: 行	一・七七	昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日
政令第	一・八六	昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日
0	11・〇回	昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日
(昭和二十八年政	ニ・ニ七	月一日から昭和五十一年三月三十一日まで
過措置政令第一	二・六七	四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日
金たる保険給付	111 • 11111	昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日

大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大		
の原因となった疾病者しくは負傷の発した日又は最後に平 の肝因となった疾病者しくは負傷の発した日又は最後に平 の肝因となった疾病者しくは負傷の発した日又は最後に平 の肝力ら昭和三十一年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十一年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日 一日から昭和五十二年三月三十一日までの日		一日から昭和五十九年三月三十一日までの一日から昭和五十八年三月三十一日までの
第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日常・大大島・昭和三十一年三月三十一日までの日日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日日日から昭和三十二年三月三十一日までの日日日から昭和三十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日から昭和五十一年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日から昭和五十二年三月三十一日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日日までの日日によりに対応といいままでの日日によりに対応といいままでの日日までの日日までの日日によりに対応といいまが生まりままでの日日によりに対応といいまが生まりままでの日日によりに対応といいまが生まりままでの日日までの日日までの日日までの日日までの日日までの日日までの日日まで		一日から昭和五十七年三月三十一日までの
第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日常十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日間から昭和三十一年三月三十一日までの日日のら昭和三十二年三月三十一日までの日日のら昭和三十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日から昭和四十二年三月三十一日までの日日のら昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和四十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十一年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のから昭和五十二年三月三十一日までの日日のよりに対していまが表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	-	月一日から昭和五十六年三月三十一日までの
### () () () () () () () () ()	-	月一日から昭和五十五年三月三十一日までの
() ()	_	月一日から昭和五十四年三月三十一日までの
「日本の 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	月一日から昭和五十三年三月三十一日までの
日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三三十一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二十一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二十から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二日から昭和三十二年三月三十一日までの日 三二日から昭和四十二年三月三十一日までの日 三二十一日までの日 三二十一日までの日 三三十一日までの日 三二十一日までの日 三二十一日までの日 三二十一日までの日 三二十一日までの日 三二十一日までの日 三三十一日までの日 三二十一日までの日 三三十一日までの日 三三十一日までの日 三三十一日までの日 三十一日までの日 三十一日までの日 三十十日までの日 三十十日までの日までの日 三十十日までの日 三十日までの日 三十日ま 三十日までの日 三十日までの日 三十日ま 三十日までの日 三十日までの日 三十日までの日 三十日までの日 三十日まり日 三十日 三十日まり日 三十日まり日 三十日まり日 三十日まり日 三十日 三十日 三十日まり日 三十日 三十	<u>-</u>	月一日から昭和五十二年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>-</u>	一日から昭和五十一年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>-</u>	月一日から昭和五十年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	=	月一日から昭和四十九年三月三十一日までの
一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	Ξ	月一日から昭和四十八年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四	一日から昭和四十七年三月三十一日までの
一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	五.	月一日から昭和四十六年三月三十一日までの
一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	六	月一日から昭和四十五年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	六	月一日から昭和四十四年三月三十一日までの
一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日から昭和三十七年三月三十一日までの日 1日から昭和三十七年三月三十一日までの日 1日から昭和三十七年三月三十一日までの日 1日から昭和三十七年三月三十一日までの日 1日から昭和三十七年三月三十一日までの日 1日から昭和四十七年三月三十一日までの日 1日から昭和四十十年三月三十一日までの日 1日から昭和四十二年三月三十一日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1日までの日 1日までの日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日までの日 1日ま		月一日から昭和四十三年三月三十一日までの
日から昭和三十九年三月三十一日までの日 日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和四十年三月三十一日までの日 一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年率	八	一日から昭和四十二年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	九	日から昭和四十一年三月三十一日までの
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	月一日から昭和四十年三月三十一日までの
一日から昭和三十八年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日		月一日から昭和三十九年三月三十一日までの
日本の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率回原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率回原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率の原因となった疾病若しくは自傷の発した日又は自傷の発した日又は自傷の発生の方によるを表した。		月一日から昭和三十八年三月三十一日までの
一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二]	一日から昭和三十七年三月三十一日までの
一日から昭和三十五年三月三十一日までの日 一日から昭和三十四年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二二十二日までの日 二二十二日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二二十二日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二二十二日本での日		月一日から昭和三十六年三月三十一日までの
一日から昭和三十四年三月三十一日までの日 一 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二 一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 二		一日から昭和三十五年三月三十一日までの
大学 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- +	一日から昭和三十四年三月三十一日までの
1		月一日から昭和三十三年三月三十一日までの
ら昭和三十一年三月三十一日までの日 二から昭和三十年三月三十一日までの日 二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率因となった。		月一日から昭和三十二年三月三十一日までの
から昭和三十年三月三十一日までの日二十二年率別となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年平日以前の日二十九年三月三十一日までの日二十二年率別をなった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率別となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率別という。		一日から昭和三十一年三月三十一日までの
から昭和二十九年三月三十一日までの日 一日以前の日 一日以前の日 七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	<u>-</u>	月一日から昭和三十年三月三十一日までの
一日以前の日	<u></u>	月一日から昭和二十九年三月三十一日までの
七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最	<u>-</u>	一日以前の
ビニの原因によった疾病・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大	<u>+</u> -	七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき因となった辨辨者しくは貨債の発した日子に量
The second secon	至	死二の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最近。 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

-	〇・九八	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	二〇・六五	二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	○・九八	四月一日から平成十年三月三十一日までの	儿	二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	〇・九九	八年四月一日から平成九年三月三十一日までの	八	八年三月三十一日以前の日
第一日 100 10	1.00	七年四月一日から平成八年三月三十一	じた日	船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべ
- 三	1.01	六年四月一日から平成七年三月三十一日までの		くは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	一・○四	五年四月一日から平成六年三月三十一日までの	る。	行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第四条第一」。 パー・イ 正言する また 阿男第二条第一
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		四年四月一日から平成五年三月三十	「鉛」	- 陈ス) 附則第四名に関する可名の「
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	1・0+	年四月一日から平成四年三月三十	(区を)	こ関する致令の一くのに - 雇月伊隆
1 日から8曜和大十二年3月3十 日までの日	1 • 1 1	二年四月一日か	計る法を	月呆剣去等四十条の表
1 - 三 1		元年四月一日か	台員 R 食 去 恒 于 置 政 令 第 王 十 七	日十八年紀
・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-	六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの	の最高限度額	。) こういっぱい 互交に一三三女三女か ここう女三前うで 気に一 二三条(ひ第五十条) 七に財定する一時金の額(隨害前抄一時金及ひ遺跡前抄一
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	1 • 1 [11]	六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの	匹十二条ノニ	ごこ見ぎ うー芽を)質(黄浮竹な一芽を文が貴長前な一年手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	 - 	六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの	年改正前	・・・・ は、一、「こう」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 三五 四和三十八年四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1. 二 四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1. 二 四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十二年三月三十 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十二年 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十二年 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十年 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十年 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十年 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十日 日までの日 1. 二 四月 日から昭和二十年 日までの日 1. 二 1. 二 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	一・二八	六十年四月一	に平成二十	、 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
1.10 10 10 10 10 10 10 1	11/11 • 1	五十九年四月	に係る平成	額、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日まで
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	一・三七	五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの	よる障害年金	成二十三年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険
- 三	一 - 四 一	五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの	のとされた平	いう。)附則第二項の規定によりなお従前の
・三○ 昭和三十二年四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二七 昭和三十二年四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二七 昭和三十二年四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二七 昭和三十二年四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二十 田月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二十 田月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二九 昭和三十二年四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 ・二九 昭和三十二年四月 日から昭和二十年三月三十 日までの日 ・二九 昭和三十二年三月三十 日までの日 ・二九 田月 日から平成二年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から平成二年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から平成二年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から平成二年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から平成二年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から平成二年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月三十 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月 日から昭和二十年三月 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月 日までの日 ・二二 田月 日から昭和二十年三月 日までの日 10 日から昭和二十年三月 日までの日 日までの日 日から昭和二十年三月 日までの日 日から昭和二十年三月 日までの日 10 日から昭和二十年三月 日までの日 日までの日 日から昭和二十年三月 日までの日 日から昭和二十年三月 日までの日 10 日までの日 日から昭和二十年三月 日までの日 日から昭和二十年三月 日までの日 10 日までの日 10 日までの日 10 日本 日までの日 10 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	一・四八	五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの	おいて「平	る
1. 三〇 昭和三十二年四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1. 三〇 昭和三十二年四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1. 三〇 昭和三十二年四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1. 三〇 昭和三十二年四月 日から昭和二十二年三月三十 日までの日 1. 三〇 1. 三月 日から平成七年三月三十 日までの日 1. ○○ 1. 三月 日から平成七年三月三十 日までの日 1. ○○ 1. 三十 日から平成七年三月三十 日までの日 1. ○○ 1.	一・五五	五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十	び	第四条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理
四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・六四	五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十	(替え)	の額の算定に用い
四月一日から呼成十二年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十二年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十二年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十二年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十五年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十二年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十五年三月三十一日までの日 四月一日から呼成十年三月三十一日までの日 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○○ 昭和四十十年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四年四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四月一日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四月日日から昭和四十二年三月三十日までの日 一・○ 四月日から昭和二十二年三月三十日までの日 一・一 一・一 一・一 一・一 一・一 一・一 一・一 一	一・七四	五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十	-· 00	十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの
四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 1・三五 昭和三十二年四月 日から昭和三十二年三月三十 日までの日 1・三九 四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 1・○九 昭和三十二年四月 日から昭和二十六年三月三十 日までの日 1・○九 昭和三十二年四月 日から昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○九 昭和三十二年四月 日から昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○九 昭和三十二年四月 日から昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○九 昭和四十二年四月 日から昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○ 日カら昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○ 日カら昭和四十二年三月三十 日までの日 1・○ 日カら昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○ 日カら昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○ 日カら昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○ 日カら昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○ 1・○ 日カら昭和二十二年三月三十 日までの日 1・○	一・八三	五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの	-· 00	一日から平成十九年三月三十一日までの
1・三五 昭和三十二年三月三十一日までの日 1・三五 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二四四月一日から平成十年三月三十一日までの日 1・二五 1 日本の日 1・1 日本での日 1・1 日本を収入年三月三十 日までの日 1・1 日本での日 1・1 日本 1 日	_	五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの	1.00	から平成十八年三月三十一日までの
三五 四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 一二 日本で四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 一二 日本で四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 一二 日本で四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 一二 日本で四月 日から昭和六十二年三月三十 日までの日 一二 日本の子成十二年三月三十 日までの日 一二 日本の日 一二 日本の子成十二年三月三十 日までの日 一二 日本の子成十二年三月三十 日までの日 一二 日本の子成十二年三月三十 日までの日 一二 日本の子成十二年三月三十 日までの日 一二 日本の子大年三月三十 日までの日 一二 日本の日 日本の日 日から昭和四十二年三月三十 日までの日 一二 日本の日 日から昭和四十二年三月三十 日までの日 一二 日本の日 日から昭和四十二年三月三十 日までの日 一二 日本の子本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本での日 一二 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 日本の日 一二 日本の日 日本での日 日本の日 日本 日本	11 • 1111	五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日	1.00	一日から平成十七年三月三十一日までの
1.三□ 四和三十二年三月三十一日までの日 1.三□ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.三□ 四和三十二年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三十一日までの日 1.□□ 日から平成二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和三十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和四十二年三月三十一日までの日 1.□□ 四和三十二年四月三から昭和四十二年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十一日までの日 1.□□ 四和四十二年四月三から昭和四十三年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十一日までの日 1.□□ 日から昭和四十三年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十一日までの日 1.□□ 日から昭和四十三年三月三十一日までの日 1.□□ 日から昭和四十三年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十一日までの日 1.□□ 日から昭和四十二年三月三十一日までの日 1.□□ 日から昭和四十三年三月三十一日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から昭和四十三月三十日までの日 1.□□ 日から昭和四十三年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から平成十年三月三十日までの日 1.□□ 日から昭和四十二年三月三十日までの日 1.□□ 日から昭和二十二年三月三十日までの日 1.□□ 日から昭和二十二年三月三十日までの日 1.□□ 日から昭和二十二年三月三十日までの日 1.□□ 1.	二・六二	四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一	-· 00	月一日から平成十六年三月三十一日までの
1. 三四 1. 三回 1.	三・二六	四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの	-·00	一日から平成十五年三月三十一日までの
四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	三・八七	四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの	〇· 九九	一日から平成十四年三月三十一日までの
四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	•	四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十	〇· 九九	月一日から平成十三年三月三十一日までの
- 三五 昭和四十四年四月 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	五・一〇	四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十	〇· 九九	一日から平成十二年三月三十一日までの
月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日 一・三五 昭和三十二年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日 一・二五 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・二五 昭和三十二年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一・二十日 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・二五 昭和三十二年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二十日 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・二五 昭和三十二年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・一十日 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・〇二 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・〇二 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・〇二 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三日 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一・・三日 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一・・三日 月日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三日 月日から平成九年三月三十一日までの日 一・〇二 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三日 日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	五・九四	四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの	-·00	月一日から平成十一年三月三十一日までの
月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日 一・三○ 昭和四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・三○ 昭和四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・六・四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・三○ 昭和四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三○ 昭和四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三○ 昭和四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三○ 昭和四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三へ四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三へ四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三へ回月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・・三へ回月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・コ・・コ・・コ・・コ・・コ・・コ・・コ・・コ・・コ・コ・コー・コー・コー・コ	六・七九	四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十		月一日から平成十年三月三十一日までの
月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 一・○二 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一・三 四和一十年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 一・・ 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十二年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・三 四和二十年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・ 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十二年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・ 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・ 四の十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・ 月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・ 一・・ 月一日から平成九年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・ 一・・ 月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・ 月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・ 田本・一年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・ 月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・ 田本・一年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・・ 月日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・・ 田本・一年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・・ 日までの日 一・・・ 田本・一年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・・・ 日までの日 一・・ 四・・・・ 日までの日 一・・・・	七・六七	四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十	-· 00	一日から平成九年三月三十一日までの
月一日から平成七年三月三十一日までの日 一・三五 昭和三十九年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日 一・三五 昭和三十九年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日 一・一・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・一・中の月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 一・三五 昭和三十九年四月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和二十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・中の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二・中の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・一・中の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・コ・中の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・コ・中の日 日・・コ・日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	八·五二	四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十	-·O1-	月一日から平成八年三月三十一日までの
月一日から平成六年三月三十一日までの日 一・○五 昭和三十九年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・一・日までの日 一・二・日までの日 一・・日までの日 一・二・日までの日 一・二・日までの日 一・二・日までの日 一・二・日までの日 一・二・日までの日 一・二・日までの日本の月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・・日までの日本の月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日本のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	九・三八	四十年四月一	1 • 01:1	一日から平成七年三月三十一日までの
月一日から平成五年三月三十一日までの日 1・三五 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・・・ 月一日から平成五年三月三十一日までの日 1・三五 昭和三十七年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・・・ 月一日から平成二年三月三十一日までの日 1・三五 昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・・・ 月一日から平成二年三月三十一日までの日 1・三五 昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・・・ 月一日から平成二年三月三十一日までの日 1・三五 昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10.11	九年四月	一•○五	月一日から平成六年三月三十一日までの
月一日から平成四年三月三十一日までの日 一・三五 昭和三十七年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日 一・二つ 昭和三十二年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日 一・二つ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・四の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・回の月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・回の日	<u> </u>	三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの	一・〇七	一日から平成五年三月三十一日までの
月一日から平成三年三月三十一日までの日 一・二三 昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日 一・二一 昭和三十二年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 一・二つ 昭和三十二年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 一・二つ 昭和三十二年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 一・二つ 昭和三十二年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 一・二つ 四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二つ 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二・回 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・一・回 一・三へ回 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・一・回 一・一・回 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・一・回 一・三へ回 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・一・回 一・二・回 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・一・回 一・三へ回 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・一・回 一・・三へ回 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・一・回 一・・一・回 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・一・回 一・・三へ回 四・・三へ回 日本・回 一・・・回 一・・三へ回 日本・回 一・・・回 一・・三へ回 日本・回 一・・・回 日本・回 一・・三へ回 日本・回 一・・三へ回 日本・回 一・・三へ回 日本・回 一・・・三へ回 日本・回 一・・三へ回 日本・回 一・・三へ回 日本・回 日本・回 一・・・三へ回 日本・三へ回 日本・回 日本・回 日本・回 日本・回 日本・回 日本・回 日本・回 日本・日本・回 日本・回 <	一二・六	三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一		一日から平成四年三月三十一日までの
一日から平成二年三月三十一日までの日	一四・〇	六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの	- - =	一日から平成三年三月三十一日までの
四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日 一・二〇 昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日 一・二〇 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日 一・二〇 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日 一・二〇 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二〇 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 一・・二へ 四和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ 一・・二へ 四十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・二へ 一・・二へ <th< td=""><td>一五・六</td><td>三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの</td><td>一・一七</td><td>一日から平成二年三月三十一日までの</td></th<>	一五・六	三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの	一・一七	一日から平成二年三月三十一日までの
年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 一・二四 昭和三十三年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 一・二七 昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日 一七・四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日 一・三○ 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・三へ 四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・三へ 四月・日から昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三へ 四十年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一・・三へ 四十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 一・・三へ 一・・三へ 四十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 一・・三へ 一・・三へ 四十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一六・六	三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一	1 • 110	月一日から平成元年三月三十一日までの
年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 一・二七 昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日 一・・三〇 四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日 一・三〇 四和三十一年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日 一・・三五 昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 一九・年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 一九・		三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの	一•二四	四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの
四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一七・九	三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの	1 • 1 七	四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの
年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日 一・三五 昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日 一九・	•	三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの	1 • 1110	月一日から昭和六十一年三月三十一日までの
		四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの	一・三五	四月一日から昭和六十年三月三十一日までの

された平成二十	年	プ・ リー	田禾四十三年四月一 日から 昭禾四十四年三月二十一 月まての 日
おいて「平成二一	る政令の一	ドルカカ	四一三三四月一日〜の昭中四三三月三十一日ミでつ四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まての
全過昔置こ関す	雇用呆倹	· 五	四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの
.	二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	: 🛮	
〇・九九	平成二十年四月一	· (17911年9月1日20日11日十二年三月三十一日までつまる一方名11月11万年日末11日 全三月三十二十三十二
〇・九九	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一つ・二九	和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日
〇・九九	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日		八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの
・九九		•	七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの
・九九九	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一	一四・〇五	和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの
・九九	十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの	一五・七	五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの
つ・九九	十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの	一六・七(一日から昭和三十五年三月三十一日まで
〇・九八	十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの	ー七・七	一日から昭和三十四年三月三十一日までの
つ・九八		一八・〇四	月一日から昭
つ・九八	十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの	一八・六ヶ	月一日から昭和三十
〇·九八	十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一九 ・ 八	三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日ま
) (九八	九年匹月一日	110·七	昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日
) (九 九		二 ・九	昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日
) -	、年間 一十日	二四・九二	昭和二十八年三月三十一日以前の日
		き事由が生じた日	改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき
	一日から立成立三三月三十一日から立成立三三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	後に平成二十二年率	障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最
- ·	丘手四月一	(ノ表) とする	別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令所則
一・〇六	四年四月一日から平成五年三月三十	・麦」・1・1・2。	川長穹三・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一 . ○ 八	平成三年四月一日から平成四年三月三十	長一 1、「台員長食去包でる政令(1) 万三十五名	寛冝丘上子以下区戈三十一下女E女子」かる) 付川寛日行は台。間位四名の聖伽等万で糸近打置に関っる四名の
	平成二年四月一	(戸戈三十一	亍こ半う掲系女合の整備拳をび圣過普畳ご掲げる女合のノ牟 呼う賃! 140~5/ 男妻号1 きまるのじ 房月伊
一 - 五	平成元年四月一日から平成二年三月三十	一部を女圧する去聿の一部「舟眞伊隆治がそう(田禾	令第二百四十号)川長第三一 いあるりは「雇用呆倹去等」(気いらい語の春がられた船員保険活放行子等四十多の記
一 ・ 九	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	沿員民食 芸面子 今(四日指置政令第五十七条の二	の見官により売み替えられた沿員保険去施庁会専四十条の長いては、平成二十四年改山政会はよる改山前の平成二十一年
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	昭和	皆置女分等11一 11米の11年の最高限度物を含む	いては、区域ニー国手女王女会ニニ合女王前の区域条ノ七に規定する一眼金の額(隨害前払一眼金及び
一・二六) 昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日		一宗・言:見三二の二寿金の頁、童子市る障害手当金並ひに平成二十二年改正前
一・二九	昭和六十年四月一日か	野コーニミーニ デンバー 十二年改正前船員保険法	緊急 fi 全型ドース &・・・・ できず成二十匹年七月三十一日までに支給
1 • 11 111	昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの	並びに平成二十三年八月一日	前船員保険法による職務上の事由又は通
・三八	昭和五十	の日に係る平成二十二年	
一 • 四 一	昭和五十七年四月一日	法による障害年金及び遺	月から平成二十四年七月までの月分の平成二十二年改正前
一・四八	一日	た平成	政令」という。) 附則第二項の規定によりなお従前の:
一 五 五	四 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	におい	令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第二百四号。以
一・六四	日日	の整備等及び経過措置に関	用保険法等の一部を改正す
一・七四	日日	〇· 九九	四月一日から平成二十一年三月三十一
一・八四	昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	〇・九八	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日
 - -	十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一		月一日から平成十九年三月三十一日までの
二 二 四	日から昭和五十一年三月三十一日	〇・九八	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日
二・六三	昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	〇· 九九	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日
三・二七	昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	〇· 九九	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日
三・八八	四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの		四月一日から平成十五
四・四九	昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	〇・九八	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
五 一 二	月一日から昭和四十六年三月三十一	〇・九七	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
五・九五	昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	○・九八	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日

六年四月

日

から昭和五十七

三月

<u>-</u>

四八 五. 五.

日から昭和五十六年三月三十

日までの日 日までの

日から昭和五十五年三月

干

日までの日

昭和五十二年四月

和五十三年四月

昭和五十四年四月

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日

日から昭和五十三年三月三十一日までの日

日から昭和五十四年三月三十

一日までの日

昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十

昭和四十九年四月 昭和四十八年四月 昭和四十七年四月

一日から昭和五十年三月三十一

日までの日

日までの日

日から昭和四十九年三月三十一日までの日

日から昭和四十八年三月

二十一日までの日

日から昭和四十七年三月三十一日までの日 日から昭和四十六年三月三十一日までの日

昭和四十五年四月

和四十四年四月

日から昭和四十五年三月三十一日までの日 | 日から昭和四十四年三月三十一日までの日

和四十六年四月

昭和四十三年四月

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日

昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日

昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一 昭和三十八年四月 昭和三十七年四月 |昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日 昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日 昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日 昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日 |昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十| 昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十 昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日 昭和二十八年三月三十一日以前の日 改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日 |障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年 昭和三十六年四月 険法施行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第四条第三項ノ表」と 一日から平成二十五年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成二 の二第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令第四十条の表中「船員保 む。)については、平成二十五年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高 法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条 遺族年金の額、平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの日に係る 四年八月から平成二十五年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び | 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日 (昭和二十八年政令第二百四十号)別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改 一年政令第百五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス)附則第四条第三項ノ表」に 一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政 一日から昭和三十九年三月三十一日までの日 一日から昭和三十七年三月三十一日までの日 日から昭和三十八年三月三十 日までの日 日までの日 日までの日 一日までの日

険法施行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第四条第四項ノ表」とする。 律 台 条 含 及 険 月

	七月四			二•六二	三・二六	三・八七	四・四八	$\frac{\cdot}{-}$	五・九一九四	六・七万七九	上 上 上	したこと	l - : (: : :	 	ー - - 三 - -			٠ ٠	 	- 七・七二 サナ	- リ・カリ・カリ	一人・大口	1	٠ ٠		二四・八五	<u> </u>		こと 一般員保	·>、「沿員是 吗会(平成三	、す	(院)法施行令	i +	·額	1	正前船員保険	一十四年八月	_	障害年金及び
紀行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(诏和二十八年政令第二百四十号)引表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を致正の二第一項の判別により記れ着された射真保険治旅行子第四十多の表中「射真保険) 見言(こい) 売み替とういこ分員R検送(電庁介等町一を) そり 「分員RVでは、平成二十六年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令	時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最	障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条。 パー・パー・パー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	から平成二十六年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十五亩舶賃停陥治にまる耶系当の事申予に近董による復新言当金の客立て	宇牧正前沿員呆倹法こよる職務上の事由又は通勤こよる傷病手当金の額並びこ平式二よ過妨年金の額 平成二十五年川月一日から平成二十六年七月三十一日まての日に係るF	「巨金り頂、平戈二十五年し月一日から平戈二十六年二月三十一日までり日こ系・八月から平成二十六年七月まての月分の平成二十二年改正前船員保険法による	FL目 パラロー뷫ニトドFニ゙「目まぽ、「0月分の戸뷫ニトニF女E前柗員長食よこ六年改正政令」という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるもの	令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百六十六号。以下この項におい	用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過	月一日から平	月一日	一日から平成二十一年三月三十	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	月一日から平成十九	月一日から平成十八	月一日から平成十七年三月三十一日まで	月一日から平成十六年三月三十一日までの日	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	四月一日から平成十	月一日から平成十一年三月三十一日ま	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日 (月一日から平成九	月一日	一日から平成七年三月三十一	月一日から平成六年三月三十一日までの	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	四月一日から平成四年三月三十一	平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一日から平成二年三	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	月一日から昭和六	5	一日から昭	五十九年四月一日から昭和六十年	和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日 1
平 (平成三	正する法律の治済が	き五	皮額を含	三まで	船 3	五年八月	19女二十二	F 成 子成二	_	措置に関す	• 00		•	・九八		· 九	· 九九		· 九	・九八	• 九	・九八		・九八	・九九	•00	• 011	· 〇囯	• ○ 五	· 〇七	<u>-</u>	· 五	· 八	• 1 [11]	· 三 五	<u>-</u> 二八	• - - -	三七	· 四 一

の日	四月一日から昭和三十六年三月三十一	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
の日	和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一		
	年四月一日から昭和三十四年三月三十	- - -	一日から平成三年三月三十一日
	二年四月一日から昭和三十三年三月三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一 - 四	までの
か 目 		_ - 八	六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日
3	月一日 200四三十一年三月三十一日まごり四月一日から昭和三十年三月三十一日までの	- 1 11	六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの
日日	L 三 引 一 日 、		六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までフー40丿-=カスルロffフー-45丿ニ--=コローの
	年三月三十一日以前の日		- 月 3 -
畏失すべき事由が生じた日	改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	- · 三六	ルF四月一日 2 O四四六十F三月三十一日まごり八年匹月一日から昭和五十九年三月三十一日まで
に日又は最後に平成二十二	- 障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率		七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの
† 附則第四条第五項ノ表	- 険法施行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一・四七	十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの
- 附則第四条第五項ノ表 9を政令の一音を改立する	──十一年政令第百五十号以下平成三十一年改正政令ト陈ス)附則第四条第五項ノ表」と、「船員呆」」の一音の旅行に伴う関係政令の整備等及て経過措置に関する政令の一音を改正する政令(平成三	・五四	十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの
- 6女介の一郎と女匠になる「雇用係隊法等の一部を	一つ一事の歯庁こ半り曷系女命の簅鞴等をが圣過皆置に曷ける女命の一事を女臣ける女命(臣戈三 (昭和二十八年政令第二百四十号)別表第三」とあるのに「屠用俦隊冠等の一竒を改正する冠律	一・六三	昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日
〈「雇用R食去等り一部をなる)	│ (召印二十八月女舎育二旬四十号)川長育三」こちるのは「畐月最食長等の一部と女EHS長‡│ の二第一項の規定により討み程えられた船員保険決施行令第四十条の表中「船員保険決施行令	1 · 七三	一日から昭和
↑ 再回一~) 長回「沿員2) 平成二十一年経過措置政会	│ の199一貫の見ぎにより先み棒とかにに過せん食法運行の等国し√のその「沿員保食法運行分 む。)については、平成二十七年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令第五十七条	一・八二	二年四月一日から昭和五十三年三月三十一
一及び遺族前払一時金の最喜	ĹΠ	11.00	5和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日
は第四十二条から第四十二条		11.1.1	一日から昭和五十一年三月三十一日まで
田の生じた平成二十二年改工		ニ・六ー	十九年四月一日から昭和五十
場病手当金の額並びに平成二		三・二四	5和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日
1月三十一日までの日に係る	族年金の額、平	三・八五	昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日
4改正前船員保険法による6	から平成	四・四五	一日から昭和四十七年三月三十一日までの
な前の例によるものとされる	十七年改正政令」という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十	五・〇七	昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日
1十八号。以下この項にお	る政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第二百七	五・九〇	一日から昭和四十
7関係政令の整備等及び経過措置に関す	0)	六・七五	5和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日
の日	年四月一	七・六二	十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの
の日	十二年	八·四七	5和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日
の日	_	九・三三	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日
日	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十	10.110	九年四月一日から昭和四十年三月三十一日
	十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの	1 1 • 1110	八年四月一日から昭和三十九年三月三十一
			昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日
	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一三・九三	_
		一五・五七	昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日
	平成十五年四月一	一六・五五	5和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日
		一七・六二	5和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日
	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一七・八八	昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日
		一八・五	昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日
	平成十	一九・六四	昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日
		三〇・五三	昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日
	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの	二一・七五	5和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日
	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	二四・七〇	5和二十八年三月三十一日以前の日
	七年四月一日から平成八年三月三十一日までの	した日	船員保険法第十七

	_	() ()	
四十六年三月三十一日までの日 五・一〇	昭和四十五年四月一日から昭和四十六) (九八	
_	和四十四年四月一日から昭和四十	〇·九八	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの
一日までの日	四十三年四月一日	九	十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの
一日までの日 七・	四十二年四月一日	〇・九七	十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの
一日までの日	四十一年四月一日から昭和四十	〇・九七	成十二年三月三十一日
九 :	年四月一日か	〇・九八	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
日までの日	三十九年四月一日	〇・九七	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
一日までの日	八年四月一日から昭和三十	〇・九八	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日
一日までの日	— - 日	1.00	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日
一日までの日	日	-·O-	平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日
一日までの日 一五・	五年四月一	1.011	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日
一日までの日 一六・	三十四年四月一日	一・○五	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日
一日までの日	— - 日	1・0七	月一日か
一日までの日 一七・	二年四月一日	 	平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日
一日までの日 一八・	一年四月一日から昭和三	— - 匹	平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日
日	年四月一日	一一八	三年四月一日から平成元年三月三
日から昭和三十年三月三十一日までの日 二〇・六三	九年四月一	- · - : : : : : : : : : : : : : : : : :	三十一
•	八年四月一	一二五	月一
二四・八二	昭和二十八年三月三十一日以前の日	一二八	年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの
改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	改正前船員保険法第十七条の規定によ		五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの
原因となった疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年率	障害若しくは死亡の原因となった疾病	一・三六	八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日ま
険法施行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第四条第六項ノ表」とする。	険法施行令別表第三」とあるのは「	- · 四〇	五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの
十一年改正政令ト称ス)附則第四条第六項ノ表」と、「船員保」(1977年)、計算に関し、「別のの一番を記し、「別のの」と、「船員保」(1978年)、「別のの一番)、「別の一番」、「別の一番)、「別の一番」、「別の一番)、「別の一番」、「別の一番」、「別の一番)、「別の一番」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「	十一年政令第百五十号以下平成三十一 (一) (1) (1)	一・四七	六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの
の一部の疱庁こ半う関系致令の整備等及び圣過昔置こ関する致令の一部を改正する致令(平戎三一)の一部の疱庁の内容の下すの「暑)別え第三」とおそのに「肩戸仏陀治等の「音をむ」でそれを「	の一部の施庁こ半う関系政令の整備(田利二十万年政令第二百四十月)	一・五四	昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日
/召印二十八月女全第二百四十号) 川長第三一 こうるりは「冨月杲食去等り一郎を女Eける去聿の二第一項の規定により認み替えられた船員保険技施行令第四十余の表中「船員保険技施行令」	の二第一項の規定はり認み替えた。	六三	日日
のルニ沿員保食は庖庁令第四一人の受り「沿員保食は庖庁令」、正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令第五十七条	の二等一頁の見三二に)売み替に も)については、平成二十八年改	1・七三	昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日
g。 こういこは、区域に一人三女三女かこにら女三前の区域に一一三尾過昔置女命第五一元十〇第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含一	ひ第五十条ノ七に規定する一時金の	一・八二	月一日から昭和五十三年三月三十一
)頃(竜谷 JALF だたび 世紀 JALF た)ではない頃また――二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及		一・九九	五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日
「」「一」」「」」 「 ここの 「 ここの ここの ここの ここの ここの ここの ここの ここの	一日から平成二十八年七月三十一日	11.111	十年
船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成二十七年八月	年改正前船員保険法による職務上の	二・六一	月一日から昭和五十年三月三十一日までの
額、平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの日に係る平成二十二	金の	三・二四	四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの
から平成二十八年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び	七年八月から平成二十八年七月まで	三・八五	月一日から昭和四十八年三月三十一
という。) 附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十	改	•	四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの
にお	一部を改正		十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで
部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関す	の —	五・九〇	和四十五年三月三十一
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十	六・七五	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日
から平成二十四年三月三十一日までの日	平成二十三年四月一日から平成二十四	七・六二	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日
一日までの日	月日	八·四七	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日
一日までの日	月一	九・三三	月一日から
年三月三十一日までの日	平成二十年四月一日から平成二十一年		日
一日までの日	十九年四月一日	一一・二九	八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの
一日までの日	十八年四月一日から平成十	一二・五三	三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの
八年三月三十一日までの日 〇・九八	平成十七年四月一日から平成十八年	一三・九二	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日

五十三年四日	· 0	
五十二年四日	1.00	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日
五十一年四日	- 00	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日
五十年四月	00	月一日から平成二十三年三月三十一日まで
和四十九年四日	- 00	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日
四十八	〇・九九	二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの
和四十七年四日	〇・九八	年三月三十一日
四十六年四日	〇・九八	年三月三十一日までの
四十五年四月	〇・九八	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日
四十四年四	〇 ・ 九 九	十七年三月三十一
和四十三年四	〇・九九	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日
四十二年四	〇・九九	ら平成十五年三月三十一日まで
和四十一年四	〇・九八	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
年四月	〇・九七	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十		月一日から平成十二年三月三十一日までの
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三	〇・九八	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三	〇・九八	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三		平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三	- 00	
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三	- - -	成七
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三	一· 〇四	
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三	五.	四年四月一日から平成五年三月三十一日まで
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三	t	三年四月一日から平成四年三月三十一日まで
年四月一		二年四月一日から平成三年三月三十一日まで
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十	· 五	年四月一日から平成二年三月三十一日までの
	一 · 八	十三年四月一日から平成元年三月三十一日
十八年三月	- - - -	四月一日から昭和六十三年三月三十一日
船員保険法第十	一 三 五	月一日から昭和六
障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは	一二六	一日から昭和六十一年三月三十一日までの
令別表第三」とあるのは「平成三十一年致正~ 野正一・ りょう こうしょ こうしん	- · :::::::::::::::::::::::::::::::::::	昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日
令第三五十号以下平成三十一下牧王政令トか が行い付い間付近今の聖が等力で終込れ間い	一・三七	昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日
半項うる	一 匹 一	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日
一人下女会等に言四十号)川長等にしてらる一項の規定により記み者えられた船員保険法	一・四八	昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日
一頁の見官こよ)売み替えってこ沿員最後去にていては、平成二十九年改正政令による改	一 五 五	昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日
・十条と	一・六三	月一日
○ 障 ・ 害	一・七四	昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日
正形成	・八三	十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一
前船員		昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日
金の額	11 • 1111	昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日
から	二・六二	昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日
九年改正政令」という。) 附則第二項の規定	三・二六	四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの
令の一	三・八七	十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの
7 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部	四・四七	和四十七年三月三十一日までの

二十一日までの日 一十一日までの日 一日までの日 日までの日 目までの日 日までの日 日までの日 日までの日 九・四一 四·四九 五・二 七・七〇 五・九六 六・八 八・五五 二・二七 三・八九 一・六三 一 : : :四 一 一 ・ 二 九 $\dot{\circ}$ 一・九六 ・八四 二・六五 四・〇六 五・七二 八. 八・七 ||〇・七| 九・八 一四・九四 六・七 七・七九 七四

-	- 7 3 月 - 7 4 -
	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日
	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日
1_	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日
	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日
	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日
	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日
	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日
	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日
	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日
	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日
	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日
_	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日
	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日
	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日
	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
0	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日
_	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日
_	平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日
_	平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日
_	平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日
_	平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日
_	平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日
_	平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日
_	昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日
l	

(改正後の標準報酬日額等の上限額の適用)

第五条 この政令による改正後の平成二十一年経過措置政令第五十七条の二第一項の規定(「四万 生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月一日以後に支給すべき事由の 遺族前払一時金の最高限度額を含む。)について適用する。 四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び 員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月一日以後の日に係る平成二十二年改正前船員保 三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」とする部分及び「百二十一万円」とあるのは 「百三十九万円」とする部分に限る。)は、平成二十八年四月以後の月分の平成二十二年改正前船 2

則 (令和元年七月三一日政令第六九号)

(施行期日)

- この政令は、 令和元年八月一日から施行する。
- 2 る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じ る障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法によ 員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)によ 則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船令和元年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附 (経過措置) 1

前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 た平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十 一条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額 (障害前払一時金及び遺族

(令和二年七月二八日政令第二二九号)

(経過措置) この政令は、令和二年八月一日から施行する。

員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)によ則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船2 令和二年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附 前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 た平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十 る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じ る障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法によ 二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額 (障害前払一時金及び遺族

附 則 (令和三年一月二七日政令第一三号)

(施行期日)

この政令は、令和三年二月一日から施行する。

(経過措置)

前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 た平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十 る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じ る障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法によ 員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)によ 則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の 二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額 令和三年一月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 附 (障害前払一時金及び遺族

(令和三年七月三〇日政令第二一七号)

この政令は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

た平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十 る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じ 前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 一条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額 (障害前払 一時金及び遺族

附 (令和三年八月六日政令第二二九号) 抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する (施行期日)

附 則 (令和四年七月二九日政令第二六三号)

(経過措置)

この政令は、令和四年八月一日から施行する。

2 則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の 令和四年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 船附

前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。 た平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十 る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じ る障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法によ 員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)によ 二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額 (障害前払一時金及び遺族

則 (令和五年七月二一日政令第二四八号)

(施行期日)

1

(経過措置) この政令は、 令和五年八月一日から施行する。

2 則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船 令和五年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附 前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族 た平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十 る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じ る障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法によ 員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)によ